

議第26号

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例の制定について
京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例
京都市元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。
別表一般の項中「620」を「800」に、「410」を「500」に、「2,090」を「2,600」に、「520」を「700」に、「310」を「400」に改め、同表小学校の児童の項中「200」を「300」に改め、同表中学校及び高等学校の生徒並びに高等専門学校の学生の項中「350」を「400」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市元離宮二条城条例の規定は、この条例の施行の日以後の入城に係る入城料及び二之丸御殿観覧料について適用する。ただし、同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

提案理由

入城料及び二之丸御殿観覧料の適正化を図る必要があるので提案する。